

浜情委第218号
平成31年3月8日

浜松市長 鈴木康友 様
(道路企画課)

浜松市情報公開・個人情報保護委員会
委員長 鈴木 孝裕

浜松市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成29年12月13日付け浜土道企第219号及び平成29年12月13日付け浜土道企第221号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜土道企第〇〇号の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書」の公文書部分公開決定に対する審査請求についての諮問
(諮問第119号)

「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜土道企第〇〇号の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書」の公文書部分公開決定に対する審査請求についての諮問
(諮問第120号)

1 委員会の結論

浜松市長が部分公開とした処分は妥当である。

2 委員会における審議の方法

別表に掲げる諮問第119号及び諮問第120号は、審査請求人が同じ者であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、併合して審議することとした。

3 審査請求に至る経過

別表のとおり

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、次のように主張している。

(1) 審査請求の趣旨

本件部分公開決定を取消し、浜松市情報公開条例第7条第2号に該当する個人の氏名、住所の部分を除く、本件対象文書の全部を公開するよう求める。

(2) 審査請求の理由

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜土道企第〇〇号で部分公開された文書の起案文書には「審査請求人が平成28年〇〇月〇〇日付けで提起した公文書非公開決定処分に対する審査請求について裁決するもの」とあるが、添付されている裁決書案には「審査請求人が平成29年〇〇月〇〇日付けで提起した公文書非公開決定処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する」とある。

また、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜土道企第〇〇号で部分公開された文書の起案文書には「審査請求人が平成28年〇〇月〇〇日付けで提起した公文書非公開決定処分に対する審査請求について裁決するもの」とあるが、添付された裁決書案には「審査請求人が平成29年〇〇月〇〇日付けで提起した公文書非公開決定処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する」とある。

実施機関がこのような年次誤りを見落とすはずがないから、これらの文書は本件文書の公開に当たり、市職員により偽造又は差し替えられたものであることが明らかである。

5 実施機関の主張

本件審査請求の争点は、公開請求に対して平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜土道企第〇〇号及び平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜土道企第〇〇号で部分公開した文書（以下「当該文書」という。）が、偽造され、又は公開に当たり差し替えられた文書であるか否かである。

審査請求人は、当該文書のうち、起案文書と裁決書案に記載した年次がいずれも異なることをもって、当該文書が偽造され、又は公開に当たり差し替えられたものであると主張している。しかし、浜松市は、裁決書案に記載した事項のうち、平成28年と記載

すべきところ、平成29年と記載したことに誤りがあったと認めており、さらに、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜土道企第〇〇号の文書においていずれも裁決書の当該誤りを訂正している。

そのため、当該文書のうち、裁決書案に記載した事項が誤っていたことのみをもって、当該文書が偽造され、あるいは公開に当たり差し替えられたという主張は著しく妥当性を欠くものであることは明らかである。

当該文書は、原本と相違ない正規な文書であり、浜松市の処分は妥当である。

6 委員会の判断

(1) 本件に係る法令等の規定について

浜松市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条では「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その保有する公文書の公開を請求することができる。」とし、請求の対象となる公文書については条例第2条第2号で「実施機関の職員（略）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（略）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定義している。

(2) 本件公開請求対象文書について

本件公開請求対象文書は、いずれも特定の者に送付した裁決書の起案文書とそれに添付されている裁決書案である。

審査請求人は、起案文書に記載された年次と、起案文書に添付されている裁決書案に記載された年次がいずれも異なることのみをもって、これらの文書は本件公文書公開に当たり、市職員により偽造又は差し替えられたと主張する。

しかし、実施機関が当該裁決書の送付後、裁決書の送付先に対し、裁決書に記載された年次にいずれも誤りがあったことを認め、訂正する通知を出していることから、起案文書に添付された裁決書案に誤記があったことは明らかであり、本件公開請求対象文書に記載された年次がいずれも異なることのみをもって、本件公文書公開に当たり本件公開請求対象文書の偽造、差替えが行われたという審査請求人の主張は認められない。

(3) 本件部分公開決定について

公文書公開請求で公開する公文書は条例第2条第2号により、実施機関が保有しているものとされており、公開請求時点において、存する公文書そのものを公開すれば足りる。本件公開請求対象文書は、いずれも誤記はあるものの、すでに特定の者に送付した裁決書の起案文書とそれに添付されている裁決書案であり、実施機関が本件公開文書を部分公開したことは妥当である。

以上のことから、実施機関が部分公開とした処分は妥当である。

よって「1 委員会の結論」のとおり判断する。

7 委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年12月13日	諮問を受けた。
平成30年 1月10日	審査庁から弁明書を受理した。
2月 7日	審査庁から反論書を受理した。
12月 3日	諮問の審査を行った。
平成31年 1月28日	答申案の検討を行った。

別表

諮問番号	諮問内容	
第119号	請求日	平成29年8月25日
	請求内容	平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜土道企第〇〇号の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書
	処分庁	浜松市長（道路企画課）
	処分通知日	平成29年9月6日
	処分結果	公文書部分公開決定
	審査請求日	平成29年12月5日
	諮問日	平成29年12月13日
第120号	請求日	平成29年8月25日
	請求内容	平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜土道企第〇〇号の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書
	処分庁	浜松市長（道路企画課）
	処分通知日	平成29年9月6日
	処分結果	公文書部分公開決定
	審査請求日	平成29年12月5日
	諮問日	平成29年12月13日

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長（委員長）	鈴木 孝裕	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一朗	静岡大学情報学部 准教授
委員	秋永 利明	常葉大学経営学部 准教授
委員	三室 正夫	浜松市自治会連合会理事
委員	山中 千恵子	浜松市人権擁護委員連絡協議会

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順